周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下を除く。）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル以下の値

イ　送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）二六デシベル以下の値
八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル以下の値

注　表に定める値を満たさないものは、次表に掲げる値を満たすものであること。

周波数	不要発射の強度の許容値
八一五MHz以下、八五〇MHzを超え八八五MHz以下及び九五八MHzを超え一、〇〇〇MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル以下の値
八一五MHzを超え八五〇MHz以下及び八八五MHzを超え九五八MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一六デシベル以下の値

二　隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1　陸上移動局の送信装置

(1)　陸上移動局対向器に係るもの

ア　送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九五MHz以下のもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

イ　送信する電波の周波数が一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のもの

送信周波数帯域の端から二・五MHz及び七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値